

## 事業継続力強化支援事業の目標

### I 現状

#### (1) 地域の災害・感染症リスク

##### ①地域の概要・立地

平成17年7月1日、天竜川・浜名湖地域12市町村の合併により、人口80万人の新「浜松市」が誕生した。当市北区は東海道という国土軸上にあり、首都圏と名古屋圏の二大経済圏のほぼ中間の静岡県西部地域に位置している。西は湖西市、愛知県の豊橋市、新城市と接している。面積：277.63km<sup>2</sup>、世帯数：37,919、世帯人口：93,049人、人口は市全体の約12%、面積では約19%を占めて市内で2番目の面積を有している。

幹線道路の国道257号、301号、362号、県道磐田細江線(通称：姫街道)、及び都田テクノロードは、産業用のほか地域住民の生活用道路としても大きな役割を担っており、区内を東西に走る天竜浜名湖鉄道も、身近な交通機関として親しまれている。

産業は、新都田の都田テクノポリス地域を中心に、光技術関連産業、輸送機器関連産業などの高度な工業技術産業の集積が進んでおり、製造品出荷額は増加の傾向にある。また、これまで東西の物流を担ってきた東名高速道路に加えて、新東名高速道路と三遠南信自動車道の整備が進んでおり、北区には、インターチェンジとこれらを結ぶジャンクションが設置され、東西・南北を結ぶ新たな交通の要衝として、アクセス道路の整備も見込まれることから、既存産業の振興とともに交通の利便性を活かした新たな工場誘致など、産業と経済の進展にもその効果が期待されている。

※出典：浜松情報BOOKより

図表1：浜松市北区



※出典：マピオン都道府県地図より

## ②奥浜名湖商工会の領域

奥浜名湖地区は、浜松市北区（旧浜松市北部と旧引佐郡全域）の北側と西側に位置し、合併前より、主に農林業、観光業、小売業を主流として成り立ってきた。また、平成 29 年 NHK 大河ドラマ「おんな城主直虎」の舞台として全国から注目を浴びた地域であり、多くの歴史的名所が存在し、伝統芸能も大切に受け継がれている。地理的には、首都圏と関西圏の中間に位置し、「日本のへそ」とも言われ、「東名高速道路」「新東名高速道路」「三遠南信道路」が通り、全国でも屈指の交通輸送地域である。西端には、総面積 70.35 平方kmの汽水湖の浜名湖があり、うなぎ、どうまんがに、とらふぐ、しらすに特に有名である。

浜松市は、観光においても年間 1,800 万人（平成 31 年度）の観光客が訪れており、コロナ禍が収束すれば、再びインバウンドを含め積極的な観光都市を目指していくと思われる。また、農業算出額は 540 億円で国内第 4 位と日本有数の農業都市であり、「三ヶ日みかん」「米」「菊」「肉用牛」が有名であるが、農業家数は 11,954 戸と 5 年前に比べ 1,901 戸（14%）減少している。

## ③想定される地域の災害リスク

（洪水：ハザードマップ）

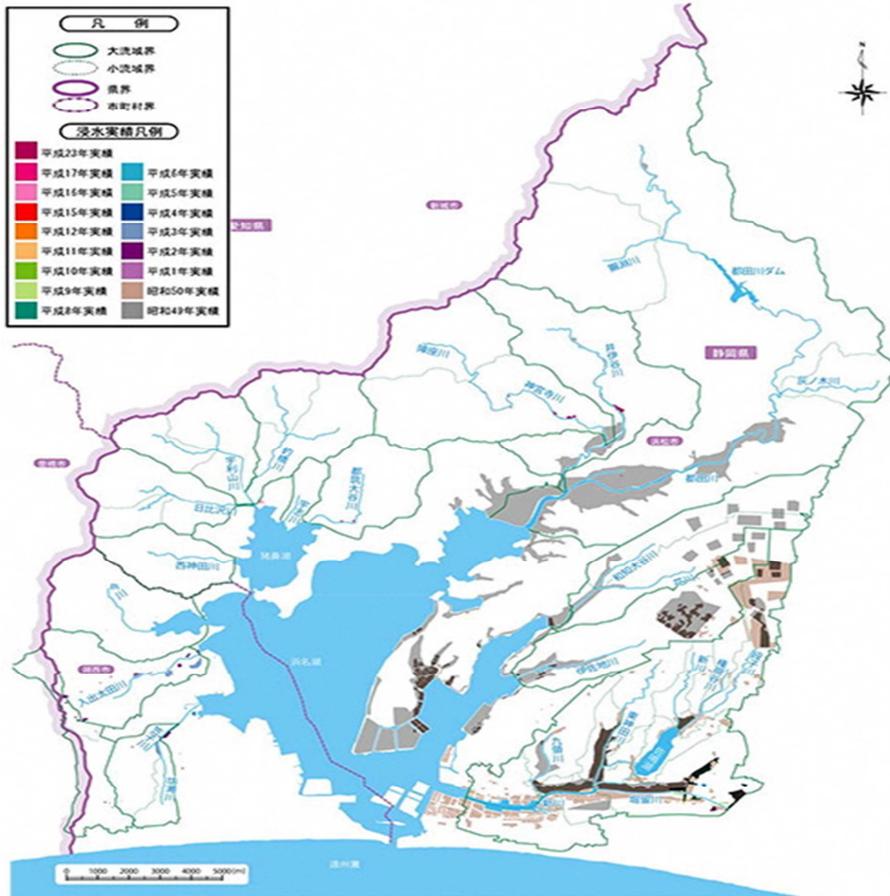
近年、気候変動等の影響により、全国各地で集中豪雨による激甚な浸水被害が増えており、想定を超える規模の洪水への対策が、より必要性を増している。昭和 49 年（七夕豪雨時）に、都田川や井伊谷川（細江地区）では大きな浸水被害が発生した。近年ではゲリラ豪雨が頻発しており、河川のはん濫が発生しやすくなっている。都田川水系では、都田川で洪水予報や水防警報が行われているものの、その対策は十分とは言えない。市町と連携し、地域住民の迅速で確実な避難に役立つ対策を進める必要がある。

図表 2：都田川水系内河川一覧（関係する河川を抜粋）

水系名	河川名	想定最大規模
都田川水系	都田川（本川）	24 時間総雨量 696.8mm
	井伊谷川（一次支川） 神宮寺川 陣座川	24 時間総雨量 697mm
	釣橋川（一次支川） 西神田川 宇利山川 平山川 日比沢川 南川 川名宮川 宇志川 都筑大谷川	15 時間総雨量 729 mm

静岡県では、確率規模で年超過確率 1/5 規模の洪水に対応できる河川整備を目指している。しかし、堀留川や東神田川など、この水準が確保されていない河川は多く流域内では、昭和 49 年や昭和 50 年の洪水を始め、多くの水害が発生してきた。井伊谷川と支川の神宮寺川では、昭和 49 年 7 月洪水で破堤し、都田川の氾濫と相まって激甚な浸水被害が発生している。新川では、昭和 49 年 7 月と昭和 50 年 10 月に広い範囲で家屋被害を伴う浸水被害が発生している。昭和 50 年洪水は、新川流域全体で浸水家屋 2,689 戸の激甚な被害となり、記録の残る上で既往最大被害となった。九領川では、新川流域全体に激甚な被害をもたらした昭和 50 年 10 月洪水により、床上・床下浸水 126 戸浸水被害が発生している。

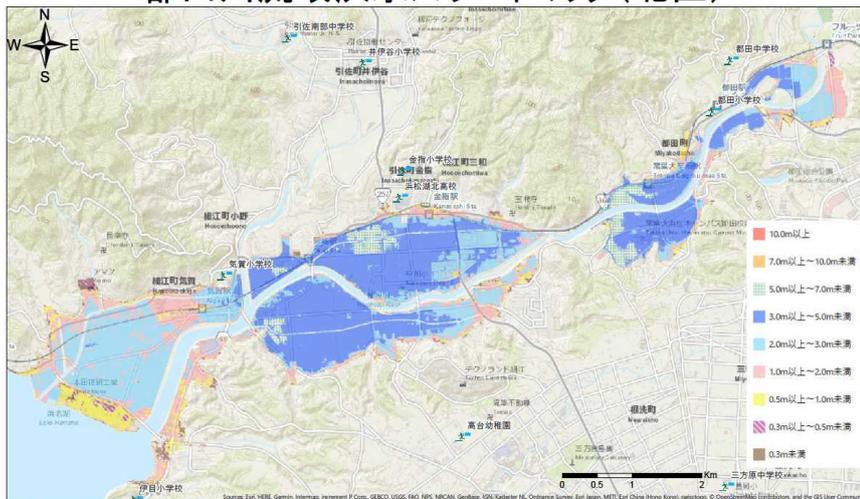
図表 3：都田川水系浸水実績図



※出典：都田川水系河川整備計画より

図表 4：都田川ハザードマップ

都田川流域洪水ハザードマップ(北区)



※24 時間総雨量 696.8mm

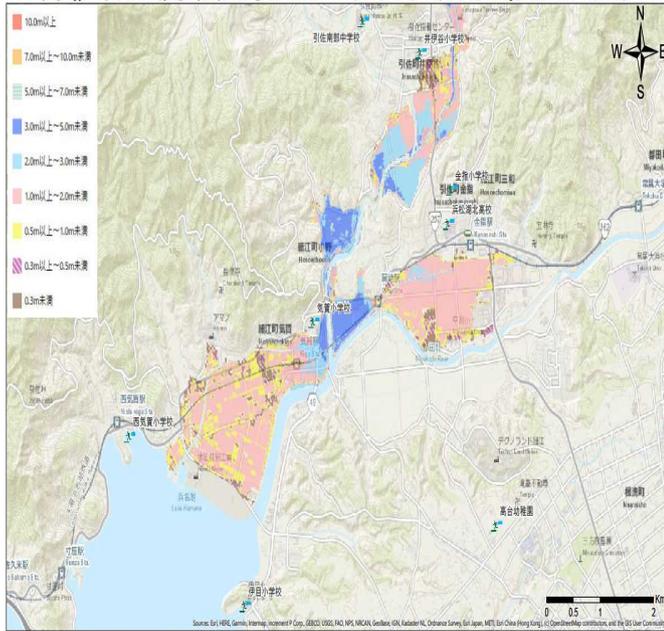
出典：浜松市洪水ハザードマップより

【緊急避難場所(大雨・台風等)】平成31年4月1日 ※緊急避難場所の開設場所は災害状況で異なるため、テレビ(NHK、SBS)の放送等で確認  
 【前提】この図は、想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。  
 【前提となる降雨】都田川流域の24時間総雨量696.8mm  
 【注意事項】支川の(決壊による)氾濫、前線となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される浸水が実際の浸水深と異なる場合があります。  
 浜松市危機管理課 平成31年4月12日発行

この図は、想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面

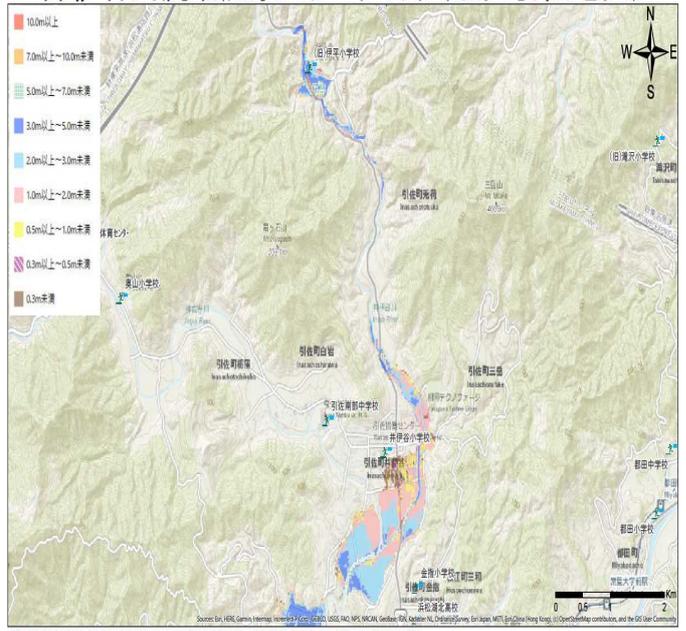
図表 5：井伊谷川ハザードマップ

井伊谷川流域洪水ハザードマップ(北区細江地区)



※緊急避難場所(大雨・台風等) | 平成31年4月1日 ※緊急避難場所の開設場所は災害状況で異なるため、Fレド(NHK、SBS)のePオン等を確認  
 【解説】この図は、想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。  
 【前提となる降雨】井伊谷川流域の24時間総雨量697mm  
 【注意事項】支川の決壊による氾濫、前線となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合があります。想定される浸水の実際の浸水深と異なる場合があります。  
 浜松市危機管理課 令和元年7月1日発行

井伊谷川流域洪水ハザードマップ(北区引佐地区)

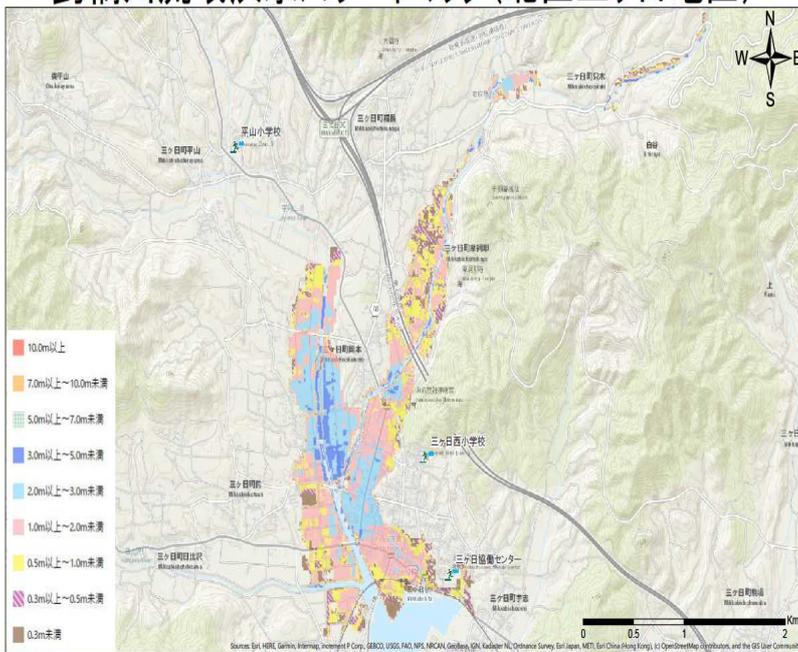


※緊急避難場所(大雨・台風等) | 平成31年4月1日 ※緊急避難場所の開設場所は災害状況で異なるため、Fレド(NHK、SBS)のePオン等を確認  
 【解説】この図は、想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。  
 【前提となる降雨】井伊谷川流域の24時間総雨量697mm  
 【注意事項】支川の決壊による氾濫、前線となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合があります。想定される浸水の実際の浸水深と異なる場合があります。  
 浜松市危機管理課 令和元年7月1日発行

※24 時間総雨量 697 mm 出典：浜松市洪水ハザードマップより

図表 6：釣橋川ハザードマップ

釣橋川流域洪水ハザードマップ(北区三ヶ日地区)



※緊急避難場所(大雨・台風等) | 平成31年4月1日 ※緊急避難場所の開設場所は災害状況で異なるため、Fレド(NHK、SBS)のePオン等を確認  
 【解説】この図は、想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。  
 【前提となる降雨】釣橋川流域の15時間総雨量729mm  
 【注意事項】支川の決壊による氾濫、前線となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合があります。想定される浸水の実際の浸水深と異なる場合があります。  
 浜松市危機管理課 令和元年7月1日発行

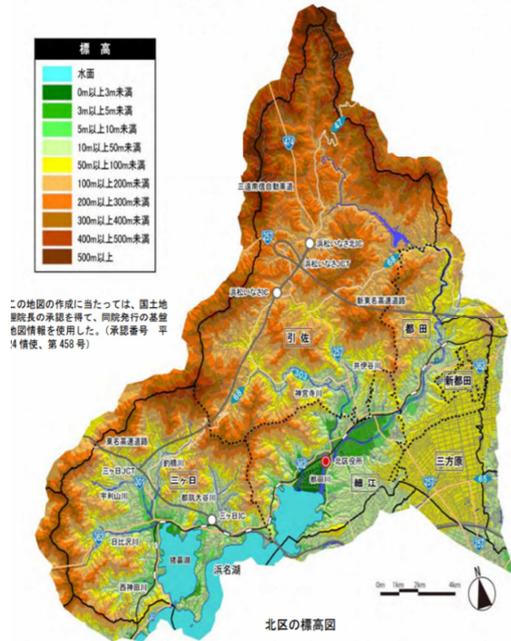
※15 時間総雨量 729 mm

出典：浜松市洪水ハザードマップより

(土砂災害：ハザードマップ)

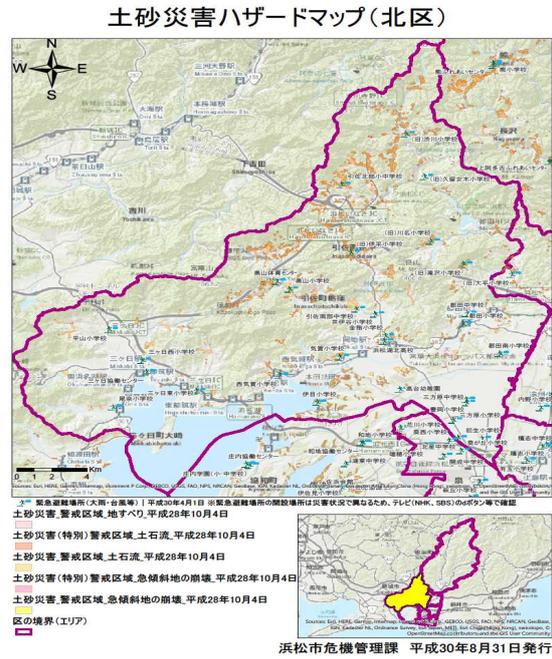
北区では、特に引佐、都田、細江、三ヶ日地区で土砂災害発生の可能性がある。  
 がけ地近くの地域では、降雨時や地震発生時に注意が必要となる。

図表 7：北区標高図



出典：北区版避難行動計画詳細より

図表 8：土砂災害ハザードマップ



出典：浜松市土砂災害ハザードマップより

図表 9：地区別の地盤の特徴

地区名	特徴
都田・新都田地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浜北区との境界に台地と平野部の境があり、がけ地となっており、大雨や地震時にがけ崩れや地すべりが発生するおそれがある</li> <li>・都田川沿いの地盤は、砂や礫層でつくられており、地下水位が高い場所では地震時に液状化するおそれがある</li> </ul>
細江地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地部の地盤は古い時代の岩石でつくられ、しっかりしているが、風雨にさらされもろく崩れやすくなった部分があり、大雨や地震時にがけ崩れや地すべりが発生するおそれがある</li> <li>・都田川河口付近は標高 3m 未満の低い土地で軟弱地盤となっており、地震時には液状化するおそれがある</li> </ul>
引佐地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川沿いは砂や泥でつくられた軟弱地盤であり、地震時には液状化するおそれがある</li> <li>・山地は、地盤はしっかりしているが、風雨にさらされもろく崩れやすくなった部分があり、大雨や地震時に、がけ崩れや地すべりが発生するおそれがある</li> </ul>
三ヶ日地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山地部は古生層の固い岩石からなる地盤だが、風雨にさらされてもろく崩れやすくなった部分があり、大雨や地震時にがけ崩れや地すべりが発生するおそれがある</li> <li>・猪鼻湖周辺は砂泥質地盤で、軟弱な地盤となっており地震時には液状化するおそれがある</li> </ul>

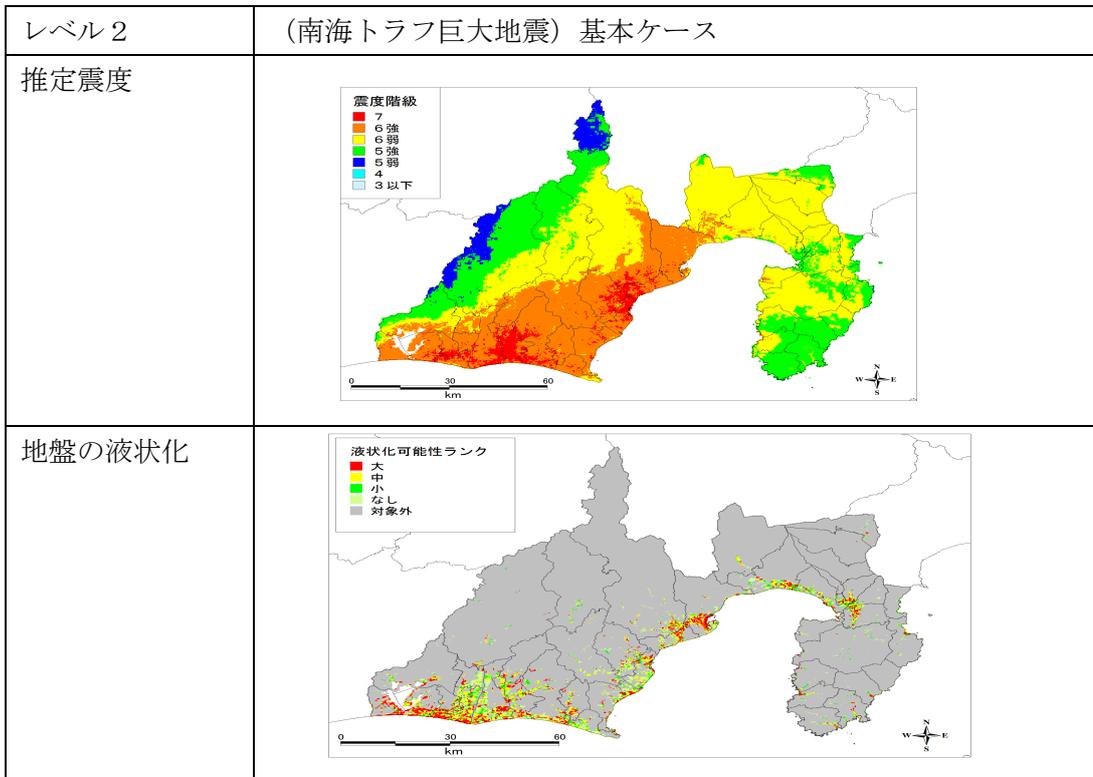
出典：北区版避難行動計画詳細より

(地震：第4次地震被害想定)

静岡県第4次地震被害想定では、浜松市内でレベル2の震度6強～7の発生が想定されている。

※平成24年8月に国から発表された南海トラフ巨大地震の被害想定では、北区は最大震度7と想定されている。

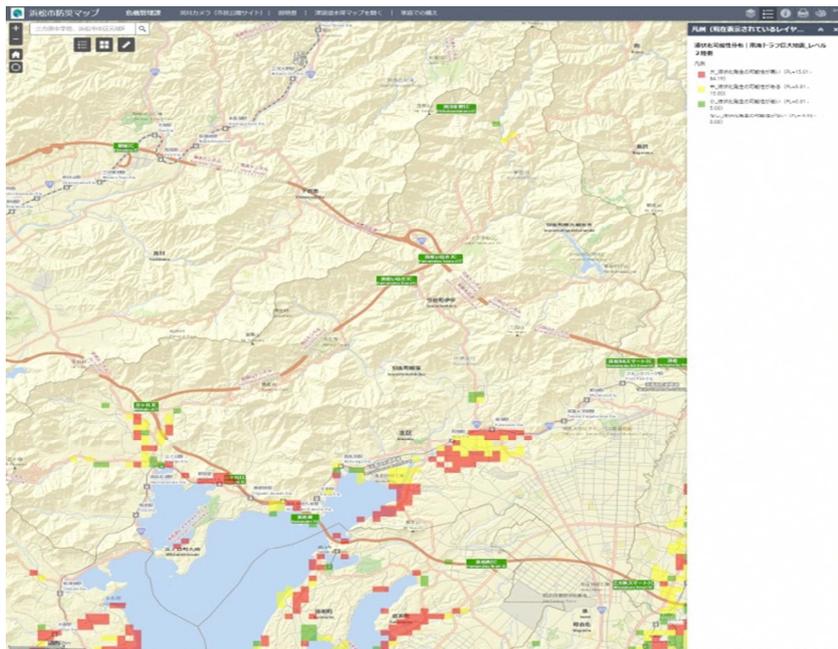
図表10：レベル2における被害想定



出典：静岡県第4次地震被害想定（第1次報告 第Ⅱ編）より

奥浜名湖地域は、他の市町と比較して津波による被害は少ないことが想定される。しかし、浜名湖に近い地域では、土地の軟弱地盤であり液状化が懸念される。（詳細は、市HPに公開されている「浜松市防災マップ」で確認）

図表11：北区の液状化被害の想定

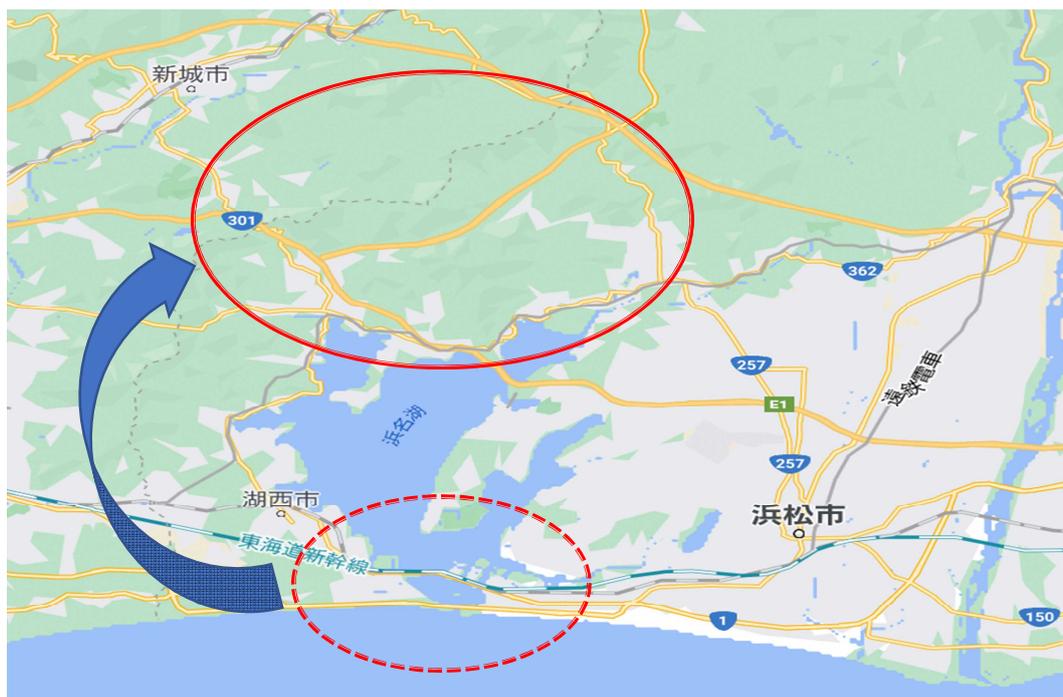


出典：浜松市防災マップより ※静岡県第4次地震被害想定（レベル2、陸側ケース）

（大規模交通障害：東名高速道路と新東名高速道路の大規模通行止めリスク）

2015年に三ヶ日JCTと豊田JCTが開通し、新東名でのダブルネットワークが構築され、首都圏と中京間の安定した高速移動が構築された。この新東名のいなさJCTと東名の三ヶ日JCTが重要な機能を持つことになった。災害や重大事故等で大規模な渋滞となった場合、浜松市北区に迂回車両による断続的な交通障害が懸念される。特に、レベル2の巨大地震ならびに津波が発生した際に、弁天島周辺で東海道本線、東海道新幹線、国道1号線の長期間の交通障害が想定される。また、東名高速道路は由比周辺でも長期間の交通障害となることが懸念される。その迂回として、奥浜名湖周辺の一般道に交通集中で長期間に渡り、機能麻痺が考えられる。

図表 12：大規模交通障害の影響



（感染症のリスク）

新型コロナウイルス感染症・新型インフルエンザなどの今までに流行していない感染症は、その性質が判明するまではまん延し、重症化するおそれがある。そのため、国内や海外でまん延し、企業活動に大きな影響を与えると予想されている。BCPでは「安全」だけでなく「衛生」からの視点も考慮し、経済に与える影響を最小にするために対策を実施することが必要である。

【季節性インフルエンザに関するピーク時の定点あたりの人数（浜松市内のみ）】

年	2015	2016	2017	2018	2019
週	第8週目	第4週目	第3週目	第3週目	第4週目
定点あたり 患者数	36.14	35.54	45.39	72.00	16.25

## (2) 商工業者の状況

急速な高齢化や人口減少と世帯数減少により、売上の低下や廃業を余儀なくされる経営環境は実に厳しい状況にあり、各業種、業態とも、総じて将来的な方向性の模索、販路拡大、事業承継などの共通課題が残っている。

図表 13：奥浜名湖商工会所管の商工者数（令和2年3月現在）

【内訳】業種	商工者数	構成比%	備考
小売業	351	20.4%	中心市街地の空洞化
卸売業	51	3.0%	
サービス業	347	20.2%	郊外の展開
飲食・宿泊業	149	8.7%	郊外の展開
建設業	481	27.9%	一人親方を含む
製造業	243	14.1%	
その他	99	5.7%	
合計	1,721	100.0%	

※商業部門（小売業、サービス業、飲食業、宿泊業、卸売業）で全体の52.2%を占める

## (3) これまでの取り組み

### 1) 浜松市の取り組み

#### ①地域防災計画と国土強靱化地域計画の策定

昭和36年に施行された災害対策基本法第42条の規定に基づき、昭和38年に「浜松市地域防災計画」を策定した。その後、都市化の進展に伴う状況の変化や市の機構改革等により計画を見直し、近年では、平成17年7月の12市町村の合併時に大幅な修正を行った。平成19年4月の政令指定都市への移行時には区の防災体制についての記述を追加している。浜松市地域防災計画では、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、国、県等の防災関係機関及びその他機関を通じて必要な体制を確立し、大規模災害に対処するための、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興等、災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

一方、平成25年12月に国土強靱化基本法が施行され、同法第13条に定める地域計画として、平成31年3月に「浜松市国土強靱化地域計画」を策定している。「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」の第13条に基づき、大規模自然災害が発生しても致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を併せ持つ「強靱な浜松」のまちをつくるための施策を総合的・計画的に推進する指針として、「浜松市国土強靱化地域計画」を策定した。

#### ②浜松市の防災訓練の実施

##### ・総合防災訓練

浜松市では、突然発災した大規模地震（レベル2）に対応する想定で、発災直後の情報の収集・伝達、応急対策の検討に関して、市、消防、警察、自衛隊、中部電力等及び、静岡県総合防災訓練と連携した訓練を毎年8月下旬に実施している。この訓練は、災害時における災害対策本部の対応能力の維持・向上を図るとともに、活動上の問題及び課題について把握することを目的にしている。

また、市民については、9月1日の「防災の日」を含む1週間を「防災週間」と定め、防災訓練などを通

じて、地域の防災体制の確立及び防災に関する意識・技術の向上を図り、各地域で防災訓練を実施している。この訓練は、住民参画による公助、共助、自助の3つの視点から、家庭内の備蓄食や飲料水の準備、非常持ち出し品の確認、緊急避難場所の位置、経路の確認など我が家の防災対策を見直すなど、各家庭でできる対策強化も併せて広報していくことを目的としている。

- 地域防災訓練

昭和58年の日本海中部地震を契機に昭和58年から「地域防災訓練」が始まり、昭和61年からは12月第一日曜日を「地域防災の日」と定め、各地域の自主防災組織が中心となって、地域特性に応じた訓練を実施している。

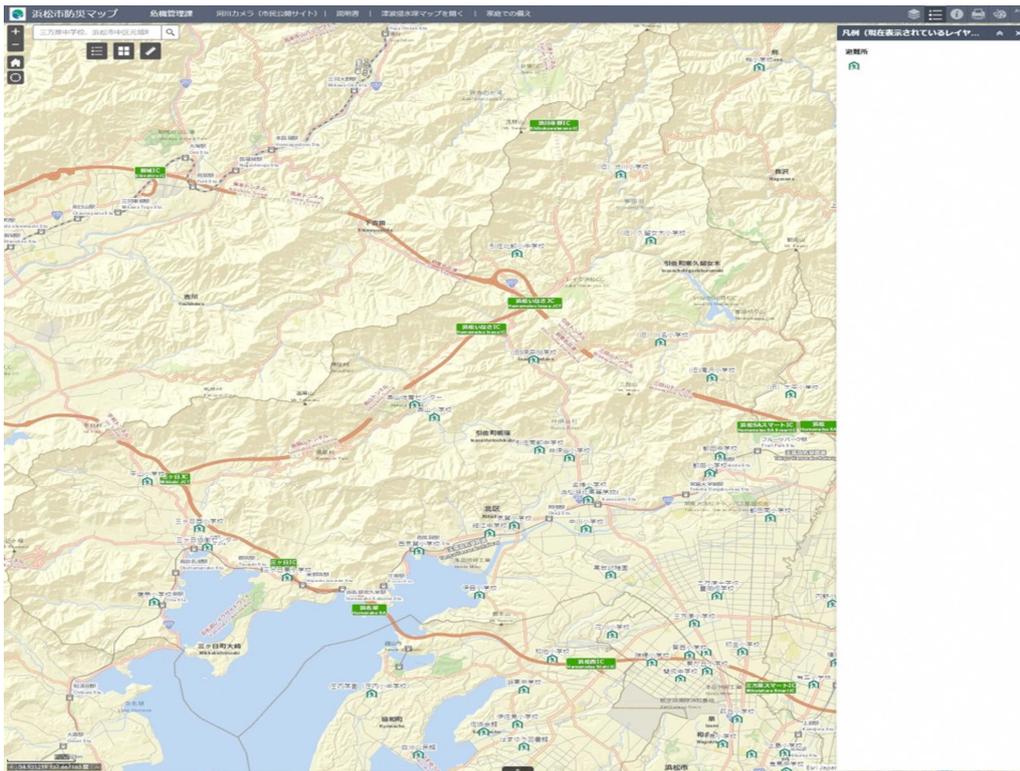
- 津波避難訓練

東日本大震災を契機に、平成24年から、毎年3月6日から15日を「津波対策推進旬間」と定め、市内の沿岸地区で市民・自主防災組織が中心となり津波避難訓練を実施することにより、津波災害からの避難体制の構築、市民の防災意識の高揚を図ることを目的に実施している。

### ③避難所の情報提供

浜松市地域防災計画などに基づく令和2年4月1日現在の市指定避難所は以下の通りである。  
(詳細は、市HPに公開されている「浜松市防災マップ」で確認)

図表 14：浜松市北区の避難所情報



出典：浜松市防災マップより

### ④防災に関する情報提供

ハザードマップをはじめとした各防災情報については、広報のほか、市のホームページにおいて、浜松市防災アプリやGIS機能を利用した「浜松市防災マップ」等で公開している。

## 浜松市防災アプリ

- ・ 防災 MAP（緊急避難場所確認）

緊急避難場所・津波避難施設・避難所・応急救護所が、カテゴリ別に表示、GPS 機能により現在地を表示し災害時など、通信途絶下でも見ることが可能。

- ・ 防災ガイド（北区版避難行動計画）

**入手方法**・・・アプリケーション配布用ストアからインストール。

※上記ストアでは「浜松市防災アプリ」と検索。

※使い方は浜松市HPで確認。

・ **android 版** Googleplay

・ **iPhone 版** appstore



## 浜松市防災マップ

- ・ 最新の防災情報については、浜松市防災マップのレイヤー情報にて確認できる。

（例）緊急避難場所、避難所、応急救護所、砂防三法、土砂災害警戒区域  
震度分布、津波浸水域図、液状化可能性分布

浜松市防災マップ



参考：浜松市 HP より

## ⑤防災備蓄品

浜松市では防災備蓄品として主に、非常食（アルファ化米、粉ミルク）、飲料水・生活水の確保、トイレ（仮設トイレ、簡易トイレ、トイレ衛生袋）及び毛布を備蓄している。

その他、各避難所に設置されている防災倉庫に照明器具、給水用具、衛生用具、その他防災資機材等を備えている。避難者が多数となり物資が不足した場合は、協定を結んでいる自治体や企業などに支援を要請し対応する。

### 【浜松市全体での主な物資の備蓄状況（令和2年4月現在）】

図表 15：浜松市の備蓄物資一覧表

非常食 約 862,000 食（想定避難者：3 食分） （上記の内孤立が予想される地域：9 食分）	・アルファ化米約 832,500 食
飲料水 約 407,600 本（想定避難者：1 本） （上記の内津波浸水区域：3 本）	・約 408,000 本
毛布	・約 94,600 枚
トイレ	・仮設トイレ（組立式便槽トイレ）約 900 基 ・簡易トイレ（ペール缶トイレ等）約 1,500 基 ・便袋（トイレ衛生袋）約 173,700 枚 ・トイレトーパー 約 5,900 ロール
その他	・発電機約 500 台

・投光機約 480 台

- ・給水栓付き受水槽 138 基約 4,728 m<sup>3</sup>
- ・耐震性貯水槽 20 基約 1,520 m<sup>3</sup>
- ・その他 応急水源、防災用井戸など
- ・給水車 4t 車×2 台、2t 車×6 台

出典：浜松市の防災対策より

## ⑥感染症の対策

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）（以下「特措法」という。）に基づく地方公共団体としての行動計画である「浜松市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、感染拡大を可能な限り抑制し市民の生命及び健康を保護すること及び市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための具体的な行動がとれるよう、各部局へ「浜松市新型インフルエンザ等対策マニュアル」を示すとともに、感染症がまん延し執務可能な職員数が減少した場合であっても各部局がその業務を継続できるよう、各々の業務継続計画（BCP）を作成させ、これらを運用させている。

新型インフルエンザ等が発生し、政府が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合は、特措法及び浜松市インフルエンザ等対策本部条例に基づき浜松市対策本部を設置、運営し、実施体制、サーベイランス情報収集、情報提供・共有、予防・まん延防止、医療提供体制、市民生活及び市民経済の安定の確保等に関する対策を実施する。

## 2) 奥浜名湖商工会の取り組み

### ①事業者 BCP に関する国の施策の周知

近年の大規模自然災害の頻発を受け、事業者BCPに対する必要性・関心が高まっている。

令和元年7月の中小企業強靱化法の施行により、中小企業の防災・減災への取り組みを「事業継続力強化計画」にまとめ、国が認定する制度が創設されたことを受け、当所ではその計画策定づくりの支援を始めた。これを受けて、中小企業庁作成の冊子である「中小企業の事業継続力の強化を応援します！事業継続力強化計画認定制度のご案内」や、「事業継続力強化計画」を掲載した当所活用法についての紹介チラシである「企業のミカタ」を巡回訪問等により小規模事業者に対し配布・周知を行ってきた。

### ②事業者 BCP 策定セミナーの開催

過去の小規模事業者向けのBCP策定セミナー及び関連セミナーは下記のとおり。

BCP の必要性が高まっている現況をふまえ、今後は定期的にセミナーを開催していく予定。

※開催したセミナー

講義名	超！わかりやすい災害復旧対策セミナー
会場	奥浜名湖商工会 本所
開催日時	平成 30 年 12 月 11 日 19:00～21:00
講師	西原 裕氏（中小企業診断士・(株)創研 代表取締役）
参加者	20 名
講義内容	① 事業の継続計画の重症性 ② 災害救命に学ぶ優先順位のつけかた ③ 【演習】わかりやすい事例演習で学ぶ復旧プロセス ④ 想定外の災害にも対応する力

③損害保険への加入促進 商工会が取り扱っているリスク軽減のための損害保険

財産のリスク	○火災・自然災害、地震・噴火等に伴う建物・什器の損害補償
休業のリスク	○事業主・従業員の休業所得補償 ○災害に伴う営業損失補償
経営のリスク	○取引先の倒産に伴う債権回収困難になった場合の備え ○事業主、家族、従業員のけが、病気、がん等への備え ○廃業・退職後の生活資金積立 ○従業員の退職金積立
自動車のリスク	○自動車運行に伴う事故の賠償補償
賠償責任のリスク	○製造者責任(PL)・情報漏えい等に関する賠償保障
労災事故のリスク	○業務災害、ハラスメント等の管理者賠償責任補償

④防災備蓄品

災害発生に伴う停電・断水時の最低限の本所と支所の保守、並びに帰宅困難者発生に伴う、一時的な人員保護を目的に、下記のような防災用品を各会館の倉庫に備蓄している。

災害用バッテリー 救急箱、毛布、救助工具、ジャッキ、担架、袋式担架、ロープ、防水シート、ポリタンク、メガホン、非常時用排便収納袋、救助作業用非常食、台車、自転車、ヘルメット、バケツ、食器類、携帯担架、手回しラジオリイト、LEDランタン、ガス発電機、カセットガス、大型カンパン、長期保存水、非常用トイレ、トイレトーパー、フリース毛布、乾電池、ライター
---

※職員等の帰宅困難者17名の2日間分の防災備蓄品を確保。

⑤防災連絡会・防災訓練の実施

災害発生時に初期消火・避難誘導・救護を円滑に実施するため、年間2回(上期・下期に各1回ずつ)防災連絡会・防災訓練を実施しテナント入居者に対しても広く参加を呼びかけている。

⑥感染症の対策

新型インフルエンザに関しては特筆すべき対応は行っていなかったが、新型コロナウイルス感染症を契機に事業の影響を受ける事業者に対応するための相談窓口の開設や、国・県・浜松市が提供する施策情報の提供を行うなど組織的な相談対応を行っている。

図表 16：新型感染症への対策

相談窓口の開設	持続化給付金、雇用調整助成金、休業要請、資金調達、補助金申請等の情報提供を随時実施し、専門家を活用した臨時相談窓口を設置した。
商店応援プロジェクト	毎年実施していた商店寺子屋が開催できなかつたため、伴走型小規模事業者支援推進事業費を活用し、「コロナに負けず頑張ってます」の名目で新聞折込を2回実施した。
テイクアウトの推奨・応援	飲食業事業者に対するテイクアウト料理の開発を支援、HP上に掲載し販路拡大を目指した。

融資・資金調達相談	日本政策金融公庫との連携を密にし、大幅な売上減少を余儀なくされた小規模事業者に対する相談を随時受付。スピーディーな対応ができるよう体制を整えた。
-----------	--

図表 17：新型コロナウイルスへの対応

来訪者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マスク着用の徹底（未着用者には無料配布で着用の奨励）</li> <li>・入口での手指消毒・検温の徹底</li> </ul>
会館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎日の消毒・清掃の徹底</li> <li>・会議室・研修室の利用制限</li> </ul>
会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書面決議</li> <li>・WEB会議の励行</li> </ul>
職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎朝の検温の励行</li> <li>・対面による昼食禁止</li> <li>・テレワーク環境の整備</li> </ul>

図表 18：新型コロナウイルスのBCP

項目	安全視点のBCP	衛生視点のBCP
事業継続方針	事業の継続、早期復旧	感染リスク、社会的責任、経営面を勘案し、業務継続を段階的に決める
被害の対象	施設・設備等 社会インフラへの被害	人への健康被害
地理的な影響	地域的・局所的 (代替施設等で補完可能)	被害が国内全域、全世界的となる (代替施設での操業や取引事業者間の補完が不確実)
被害の期間	過去事例等からある程度の影響の想定が可能である	長期化し、不確実性が高い 影響の予測が困難である
被害発生と被害制御	兆候がなく突発する 被害量は事後の制御不可能 ※台風はタイムライン可能	海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能 被害量は感染防止策の実施状況である程度コントロールできる
事業者への影響	事業を復旧すれば業績回復が期待できる	集客施設等では長期間利用客等が減少 業績悪化が懸念される

## II 課題

当地域における小規模事業者の防災・免災対策への支援における課題は下記のとおりである。

### ①緊急時における市と当会との連携体制・被害情報報告ルートが整っていない

現状、緊急時における市と当会との連携体制・被害情報報告ルートが確立されていないため、発災時・発災後におけるマニュアル策定や協力体制の重要性についての認識が必要である。

また、市を通じた連携体制において、近隣商工会ならびに商工会議所とも間接的に関わる必要がある。

### ②事業者BCPの策定が進んでいない

管内事業者のBCP策定についての小規模事業者の関心が低く、策定状況は低調である。市・商工会・商工会議所相互連携に加えて損害保険会社やBCPの専門家の関係機関も交え、取組強化を実現していく必要がある。

### ③策定支援のスキル習得不足

当会経営指導員等の事業所BCP策定に関する支援スキル習得が不足しており、損害保険会社やBCPに関する専門家との連携強化により、経営指導員等が専門知識を身につけ、的確な助言を行えるようにしていくことが必要である。

### ④当会自身のBCPが未策定

当会のBCP(事業継続計画)マニュアルが未策定であるため、浜松市との連携や、業務に関連したシミュレーション訓練等に取り組んでこなかったが、令和3年度中にマニュアルを策定し、体制を整備し、浜松市との連携を密にしていく必要がある。

同時に、今後も起こり得るであろう感染症のパンデミックへの対策として、マニュアルの内容を随時見直し、流動的に対応できる体制の構築が必要である。

### ⑤発災時の業務活動拠点が固定されている

職員の業務活動は当会事務所内におけるものがほとんどであり、事務所が使用できない状況になった場合、代替手段がないのが現状である。感染症リスクを考慮するとテレワークや遠隔地とのやりとりにおけるオンライン会議システム等の仕組みづくりが必要である。

### ⑥感染症リスクに対応した相談体制

オンライン会議システム等を活用した相談窓口体制など感染症リスクに機動的に対応できる体制の構築が必要である。

## Ⅲ 目標

浜松市地域防災計画に基づき、大規模自然災害等の発生時には浜松市、奥浜名湖商工会、近隣商工会、商工会議所が一体となって経済活動の早期復旧に向け、下記目標を掲げ取り組む。

### ①速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制・被害情報報告ルート確立

発災後、速やかな応急対策や復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。また、連絡体制を円滑に行うため、当市、当会、商工会議所等との間における被害情報報告ルートを構築する。

### ②管内小規模事業者へのBCP策定支援の強化

管内小規模事業者に対し、巡回時の説明や、専門家や損害保険会社等との連携によるBCPの勉強会やセミナーを開催し災害リスクへの啓発活動を実践すると同時に、ハザードマップを基に事前対策の必要性を周知し、事業者のBCP策定支援を強化する。

### ③経営指導員等のBCP策定支援に関するスキル向上の実現

経営指導員等向けの研修会を開催しスキルアップを行なうとともに、専門家や損害保険会社等との連携による個別支援の体制を構築し、事業者のBCP策定支援を強化する。

### ④発災時に機動的な対応ができるための体制確立

令和3年度中にBCP(事業継続計画)マニュアルを策定。策定後は訓練やブラッシュアップを定期的実施し、発災時に機動的な対応ができる体制を確立する。

### ⑤新しい働き方の仕組みづくりの構築

当会事務所が利用できなくなった場合に、テレワーク、会議や遠隔地とのやりとりにおけるオンライン会議システムの活用等、代替手段の確立により業務停滞を最小限に留めるよう努めていく。

### ⑥感染症リスクに対応した相談体制

当会の本所支所の館内の感染予防対策を行った上での来客者対応、オンライン会議システム等を活用した相談窓口体制など感染症リスクに機動的に対応できる体制の構築を図る。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年8月1日～令和8年7月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担・体制を整理し、連携して下記事業を実施する。

【1. 事前の対策】

当市の地域防災計画及び国土強靱化地域計画に基づき、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスク周知・啓発

管内小規模事業者に対する事業者BCP計画の必要性について普及・啓発を目的として、連携損害保険会社と共に下記の取り組みを行う。

① 広報ツール作成による災害リスク周知・啓発

浜松市のハザードマップチラシやヒアリングシート・リスクチェックシートを作成し、広報ツールを活用した経営指導員等による普及啓発活動を行う。また、当会ホームページに「災害」ページを作成し、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要を紹介する。当会報では、事業者BCP対策に積極的に取り組む先進企業を紹介することで、事業者BCP策定支援事業の周知を行う。

②事業者BCP策定の支援

小規模事業者に対し、事業者BCP策定による実効性のある取組みの推進や、効率的な訓練等についての助言を行う。策定支援にあたっては、ハザードマップで被害が想定されているエリアを中心に、下記事業を行う。

BCP策定支援研修【経営指導員等対象】	経営指導員等が事業継続力強化計画及び事業者BCP策定支援ができるよう、スキルアップを行う。当会経営指導員等を対象とした研修として、内部研修のほか外部研修（静岡県商工会連合会主催経営指導員研修等）も活用する。内部研修の講師はBCPの専門家などへの協力依頼を検討する。
BCP策定セミナー【小規模事業者対象】	事業者に対し、ハザードマップに基づいたBCP対策、及び事業継続力強化計画策定の必要性を啓発する入門セミナーや、BCP計画の策定を支援するワークショップを開催する。あわせて、リスクファイナンス（共済・保険加入促進）による事前対策を行う。

③経営指導員等による災害リスク周知・啓発

経営指導員等が巡回にて管内小規模事業者を訪問し、静岡県防災アプリやハザードマップチラシ等を用いながら、それぞれの事業所の立地場所における自然災害等のリスク、避難所、緊急医療機関等の連絡先等について確認することによって、いざという時の備えなど防災への意識を高める。

あわせて、気象庁より「南海トラフ地震臨時情報」が発表されるような大規模な地震の発生に備え、事業者

へ情報の内容を説明し、発表時に備えた防災対応をあらかじめ計画に定めるよう取り組んでいく。

また、小規模事業者のリスク管理状況を確認できるヒアリングシート・リスクチェックシートを用いた簡易診断を実施するとともに、リスクを軽減するための取組みや対策を説明・提案する。

#### ④新しい働き方の仕組みづくりの構築

当会職員の業務活動は、事務所内が殆どであり、事務所が使用できない状況になった場合、代替手段がないのが現状である。さまざまなリスクを考慮するとテレワークや遠隔地とのやりとりに必要なオンラインシステムの仕組みづくりを研究していく。

#### ⑤感染症に対する取組

業種別ガイドラインに基づいた事業者への感染予防対策の周知を浜松市と連携して実施していくと共に、感染症対策の勉強会等を実施し感染予防への意識を高めていく。

### 2) 商工会自身の事業継続計画の作成

「奥浜名湖商工会BCP(事業継続計画)マニュアル」を令和3年度中に策定する。策定後においては、訓練時・災害時に見直しを行い、行政、連携損害保険会社との組織体制をブラッシュアップしていく。

### 3) 関係団体等との連携

- ・専門家である連携損害保険会社による、会員事業者以外も対象とした普及啓発の活動を実施する。
- ・浜松市や連携損保会社への普及啓発の依頼、アンケート調査やセミナーの開催を実施していく。

### 4) フォローアップ

- ・商工会職員による巡回相談を通じて、県・町の最新情報を提供するとともにBCP計画等の取組実施状況の確認を行う。併せて変更すべき計画内容等についても確認する。
- ・当会を構成員とした会議を定期的で開催、連携損害保険会社と共に状況確認や改善点等について協議する。

### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6強の地震）が発生したと仮定し、浜松市と連携し連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。
- ・訓練では複数の連絡種類（無線、携帯電話、アプリ、SNS等）を用いた連絡に必要な複数の手段について通話可能となっているかなど、定期的な確認を実施する。

### 6) 台風タイムライン（発生3日前）

台風などの風水害の予測可能なものはタイムラインのマネジメントを導入し、浜松市と連携しながら、災害の被害を最小限にマネジメントを進める。

商工会・会員企業・職員の3つの区分に分けて、それぞれがやるべきことを時系列で可視化する。台風通過のタイミングから逆算し行動をタイムラインに表し、警報発令やはん濫危険情報に加え、会員企業のリスクに対する備えなどを伝える。鉄道や高速道路の計画停止を前提に早期に広域避難を行うとともに避難勧告・指示を出すなどの対応が可能となる。このように、タイムラインを策定しておくことでいつ・誰が・何をすることがわかり、災害時にも慌てず行動をとることができる。

図表 19：タイムラインのイメージ

## 災害対応のスケジュール表“タイムライン”

○タイムラインとは、災害が発生することを前提として、関係者が事前にとるべき行動を「いつ」「誰が」「何をするか」に着目して時系列で整理したもの。



出典：国土交通省災害対応タイムライン表

図表 20：商工会のタイムラインのイメージ(台風に限らず発生予想可能な災害はタイムラインで減災を目指す)

	商工会	会員事業者	浜松市	職員
3 日前	代替電源の確認 保険対象物品の確認	代替電源確保告知 保険対象物品の確認	連携体制の確認	防災用品の準備
1 日前	浸水時のための電気系統図の確認	従業員の安否確認の方法の確認を告知	広域避難勧告・指示	安否確認方法確認 広域避難の開始
発生 12 時間前	段階的に業務停止の実施	段階的に業務停止	避難勧告・指示	屋内安全確保指示
発生 0 時間前			支援要請	

※減災と復旧作業のリードタイムを短縮化することを目的としたタイムライン

・特に復旧作業の重要な課題となる電源確保のための準備を実施

## 【2. 発災後対策】

### 1) 安否確認と安否情報の共有

平時より、奥浜名湖商工会職員の緊急連絡先（スマートフォン等携帯端末）をSNS等に登録し、災害発生時3時間以内に安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況）等を確認し共有する。

発災後は、浜松市と奥浜名湖商工会の2者間で、安否確認結果や、大まかな被害状況等を共有する。連絡方法については、事務所の固定電話または個人の携帯電話・Eメールとする。

### 2) 応急対策の実施可否の確認

安否確認や大まかな被害状況等を把握・共有した時点において、その被害規模に応じて浜松市と当会で実施する応急対策の方針を決定する。

感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発令された場合には、浜松市における感染対策本部設置に基づいて当会による感染症対策を行う。

### 3) 応急対策の方針決定

浜松市と当会との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。

(被害規模の目安と想定する対策の内容：判断基準)

被害規模	被害の状況	想定する緊急対策の内容
大規模な被害がある	所管地域10%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 所管地域1%程度の事業所で、「床上浸水、建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない	①緊急相談窓口の設置・相談業務 ②被害調査・経営課題の把握業務 ③復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	所管地域の1%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 所管地域0.1%程度の事業所で、「床上浸水、建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	①緊急相談窓口の設置・相談業務 ②被害調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	目立った被害の情報ない。	特に行わない。

※連絡の取れない区域については、大規模な被害が発生しているものとする

(被害情報の把握と経営支援のための初動3日)

期間	情報共有する内容	情報共有する間隔
被災直後	商工会職員の避難、会館の設備の緊急停止 商工会職員安否確認最優先と救助要請	直後実施
被災後3時間	商工会職員安否確認のしくみ（SNSなど）	3時間以内に1回以上

	会館の電源確保の確認 浜松市の災害対策本部の体制確認 会館の再起動可能な設備の起動 静岡県商工会連合会に現状の第一報報告	
被災後3日まで (初動3日が重要)	会員の安否確認最優先 会員事業所の電気、水道、道路のライフライン確認と業務再開の状況確認 ・撤去廃棄品の可否判断確認 ・業務再開の発生後のBCP計画策定 ・物流（入荷出荷）の計画確認	1日に2回実施、必要な場合は都度行う
被災後2週間以内	緊急相談窓口の準備と案内 被害調査の実施準備と案内	1日に2回実施、必要な場合は都度行う
1か月内	随時必要な情報	1日に1回
1か月超	随時必要な情報	2日に1回

### 【3. 発災時における指揮系統・連絡体制】

発災時に管内事業者の被害状況の報告及び指揮命令の仕組みを構築し、二次被害を防止するため、被災地域で活動を行うことについての決定、被害の確認方法、被害額の算定方法についてあらかじめ確認しておく。

なお、情報共有の仕組みについては、商工会議所と連携し共通システムを活用できるよう調整していく。

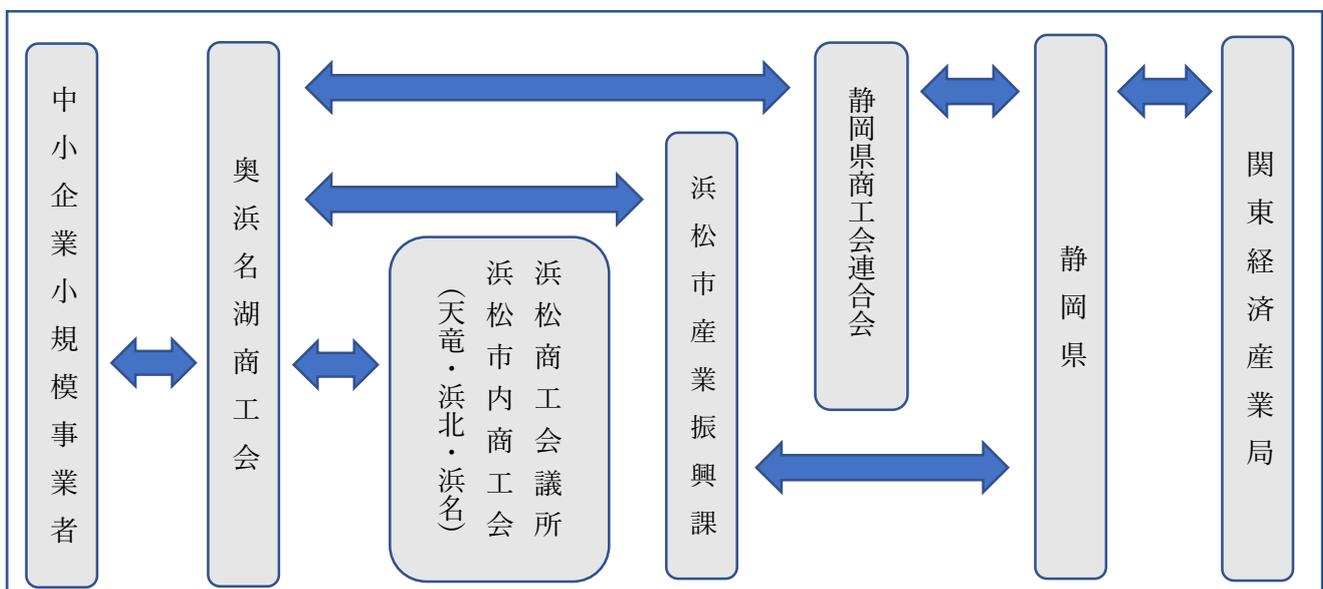
当会と浜松市が共有した被害情報等は、県の指定する方法にて当会または浜松市より県に速やかに報告する。

感染症流行の場合には国・県からの方針に基づき、当会と浜松市が共有した情報を当会又は浜松市より県へ速やかに報告する。

また自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。体制図は次のとおりである。

#### 1) 指揮命令・連絡体制図

図表 21：指揮命令・連絡体制



## 2) 被害の確認方法、被害額の算定方法

### ・被害の確認方法

発災時の被害状況等については、理事役員と商工会職員が連携し管内の事業者や周辺に対し情報収集活動を実施する。

### ・被害額の算定方法

浜松市地域防災計画に基づき、商工会が主として被害額を把握するものは、「非住家被害」と「商工被害」の2つとする。

「非住家被害」とは、店舗・工場・事務所・作業場等の被害であり、建物付属設備についても対象とし、店舗兼住宅のような場合は、当該部分は「住家被害」として除外する。

「商工被害」とは、建物以外の事業に関する被害であり、具体的には、棚卸資産（商品・製品、仕掛品、原材料）、有形償却資産（構築物、車輛及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置）の被害とする。

### ・被害額の算定基準

被害額の算定については、中小企業庁の「中小企業BCP運用指針第2版」に準ずるものとする。

## 3) 被害状況報告の内容

項目	内容
事業所名・事業者名	被害を受けた企業・事業所・事業者の名称
所在地	被害を受けた企業・事業所・事業者の所在地
業種	建設業・小売業・サービス業などの業種名
被害状況	・建物の状況（全壊、半壊等） ・浸水の状況（床上、床下） ・機械設備の状況 ・電気確保の有無、水道確保の有無 ・製品、商品等の状況
被害額（千円）	
内訳	建物、機械設備、製品商品、その他

### 【4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援】

- ・相談窓口の開設方法について、浜松市と相談する（国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・職員が理事役員や各地区の青年部員や女性部員と連携して情報収集活動を展開し、管内事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市町等の施策）について、当会ホームページやSNS等を活用して管内事業者等へ周知する。

### 【5. 地区内小規模事業者に対する復興支援】

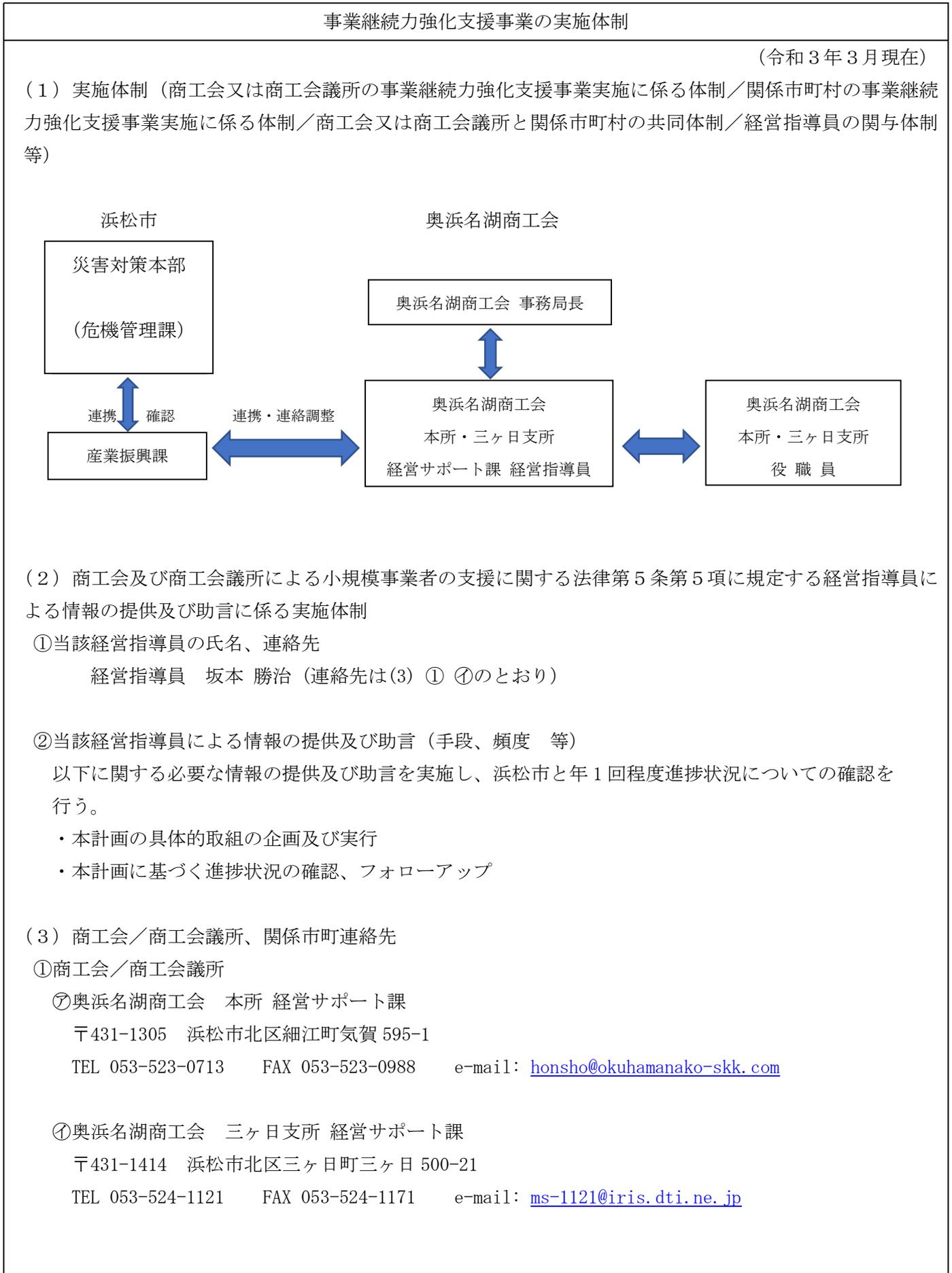
- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

### ※その他

上記内容に変更が生じた場合、当会または浜松市より県に速やかに報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



②関係市町

- ・浜松市産業部 産業振興課

〒430-8652 浜松市中区元城町 103-2

TEL 053-457-2288 FAX 053-3730-8899 e-mail: [sangyosomu@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:sangyosomu@city.hamamatsu.shizuoka.jp)

- ・浜松市危機管理監 危機管理課

〒430-8652 浜松市中区元城町 103-2

TEL 053-457-2537 FAX 053-457-2530 e-mail: [bosai@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:bosai@city.hamamatsu.shizuoka.jp)

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に連絡する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
必要な資金の額	600	750	750	600	600
・専門家派遣費	200	200	200	200	200
・会議費	50	50	50	50	50
・セミナー開催費	150	300	300	150	150
・パンフ・チラシ作製費	200	200	200	200	200

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
静岡県補助金、浜松市補助金、商工会自主財源（会費・手数料等）

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
株式会社東京海上日動パートナーズ東海北陸 浜松支店 支店長 小島 直文 〒430-0936 浜松市中区大工町125 シャンソンビル浜松3階
連携して実施する事業の内容
① 小規模事業者に対する災害リスクの周知 ② 小規模事業者に対するアンケート調査の実施 ③ 小規模事業者に対するBCP計画書作成、並びにリスクファイナンス導入支援
連携して事業を実施する者の役割
① パンフレット等の広報物提供・・・・・・・・災害リスク対策の普及啓発 ② アンケート調査の分析・・・・・・・・災害リスクに対する認識調査 ③ 専門家派遣・・・・・・・・BCP計画書の策定支援 上記の事業連携により、小規模事業者へのタイムリーな情報提供や事業者の意識変革、BCP計画書の策定が可能となり、早期の事業復興を支援することができる。
連携体制図等
<pre>                     graph TD                         A[小規模事業者] --- B[事前対策・災害発生後の支援・復興支援]                         C[奥浜名湖商工会] -- 連携 --&gt; D[株式会社東京海上日動 パートナーズ東海北陸 浜松支店]                         D -- 連携 --&gt; C                 </pre> <p>①小規模事業者に対する災害リスクの周知                  ②小規模事業者に対するアンケート調査の実施                  ③小規模事業者に対するBCP計画書作成                  並びにリスクファイナンス導入支援</p>